

公益財団法人さんりく基金

評議員会 議事録

評議員会の決議があったものとみなされた日 平成 23 年 9 月 20 日

評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案者 代表理事 宮館 壽喜

議事録の作成に係る職務を行った理事 業務執行理事 佐々木 和 延

評議員総数 5 名

(評議員会の決議の目的である事項)

第 1 号議案 平成 23 年度事業計画の変更及び収支予算（補正第 2 号）の承認について

第 2 号議案 評議員の退任及び選任について

平成 23 年 9 月 5 日、代表理事 宮館 壽喜が評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき平成 23 年 9 月 20 日までに評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条（公益財団法人さんりく基金定款第 23 条）に基づく評議員会決議省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。